

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年11月30日

【会社名】 ナビタス株式会社

【英訳名】 NAVITAS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 辻谷 潤一

【本店の所在の場所】 大阪府堺市堺区石津北町9番1号

【電話番号】 072(244)1231(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 日沼 徹

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市堺区石津北町9番1号

【電話番号】 072(244)1231(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 日沼 徹

【縦覧に供する場所】 ナビタス株式会社東京支店
(東京都渋谷区渋谷三丁目9番10号渋谷アサヒビル6階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年11月28日開催の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年11月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 吸収分割契約承認の件

当社グループは、平成31年4月より、グループガバナンス強化と企業価値の向上を果たすべく、グループ全体の事業最適化、戦略的意思決定とその迅速化、人材の育成、経営幹部候補の養成と子会社経営委任、事業ドメインと事業責任の明確化を目的として、持株会社体制に移行する方針を決定いたしました。

こうした目的から、第2号議案「定款一部変更の件」の承認及び吸収分割契約の効力発生を条件として、当社の装置事業に関しまして、当社の完全子会社であるナビタス装置株式会社（平成30年10月設立・代表取締役社長辻谷潤一）へ、商品事業に関しまして、同じく当社の完全子会社であるナビタスインモールディングソリューションズ株式会社（平成6年10月設立・代表取締役社長関口泰之）へ、それぞれ吸収分割により承継するものであります。本分割にかかる効力発生日は平成31年4月1日を予定しております。

第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載の通り、持株会社体制への移行に伴い、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更するものであります。

なお、本定款変更は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」が原案通り承認可決されること及び本分割の効力が発生することを条件として、本分割の効力発生日（平成31年4月1日予定）に効力が生じるものといたします。

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役辻誠の辞任に伴い、取締役として坂本昌和を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役石村俊彦の辞任に伴い、監査役として山元廣治を選任するものであります。

第5号議案 資本金の額の減少の件

今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 吸収分割契約承認の 件	18,785	80	-	(注)1	可決 99.57
第2号議案 定款一部変更の件	18,802	63	-	(注)1	可決 99.66
第3号議案 取締役1名選任の件 坂本 昌和	18,746	89	30	(注)2	可決 99.36
第4号議案 監査役1名選任の件 山元 廣治	18,791	74	-	(注)2	可決 99.60
第5号議案 資本金の額の減少の 件	18,757	108	-	(注)1	可決 99.42

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。